

【平成24年第4回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成24年12月12日 市民委員長 為谷 義隆

○「議案第177号 川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* とどろきアリーナトレーニング室の運営方針について

とどろきアリーナ内のトレーニング室では、有酸素系器具を数多く導入するといった工夫により、行政施設として、健康維持・増進に配慮した運営を行っている。このほか、本年9月に策定したスポーツ推進計画の内容を踏まえた上で、指定管理者と相談しながら、市民の健康増進策について今後もさまざまな工夫を加え、検討を進めていきたいと考えている。

《意見》

* とどろきアリーナトレーニング室は、本市の健康増進に関する施策を基に利用条件を設定していくべき施設であると考えている。行政側の都合で施設運営方法を決定していくのではなく、利用者にとって利用しやすいか否かを第一に考え、今後も検討及び調整を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第178号 川崎市体育館条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第179号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 利用区分の増加に係る収益への影響について

利用区分の増加により、利用件数が増加し使用料も増収の見込みであるが、同時に利用時間を1時間30分増やすことに伴い、人件費及び光熱水費など運営上の必要経費も同様に増加するため、収益についてはこれまでとほぼ変わらないと思われる。

* 各施設への公共交通機関を利用した場合のアクセスについて

駅から離れた場所にあるスポーツセンターについては、主要駅からのバスによるアクセス利便性が重要であると考えている。平日一時間当たりの主要駅からの平均バス発着数については、宮前平駅から宮前スポーツセンターへ約14本、武蔵小杉駅及び溝の口駅から高津スポーツセンターへ約8本～10本、京王稲田堤駅及び読売ランド前駅から多摩スポーツセンターへ約3～4本という状況である。

*** スポーツセンター駐車場における障害者への配慮について**

障害者手帳の提示により、施設利用時間内については無料とする予定である。また、障害者用の駐車スペースとして、高津スポーツセンターに3台、宮前スポーツセンターに2台、多摩スポーツセンターに2台、麻生スポーツセンターに1台分のエリアを設置している。

*** 駐車場利用料が施設により異なる理由について**

近傍の民間有料駐車場の利用料を参考に、立地条件や駅からの距離などを勘案して施設ごとに利用料を設定している。このことにより、高津及び麻生スポーツセンターは他のスポーツセンターより高額の設定となっている。

*** 多摩スポーツセンターの温水プール利用料について**

条例上設定可能な上限金額は、個人利用については大人1回2時間500円、2時間経過後は30分単位で125円が加算される。なお、指定管理者が条例上の設定金額の範囲内で減額できるのは、指定管理者の提案を市長が承認した場合に限られる。

《意見》

* 駅から離れた場所にあるスポーツセンターについては関係局と調整してバス本数の増加を検討するなど、スポーツセンター利用者の利便性が向上するよう整備に尽力してほしい。

* 利用区分の増加により、利用者の選択肢も幅広くなったと思われるため、今回の条例改正は評価したい。利用区分間が10分間と非常に短いのが、施設運営者は適切に清掃等の業務を行い、利用者が安心して利用できる環境を今後も継続して提供してほしい。

* 障害者用駐車スペースについて、麻生スポーツセンターは1台のみの設置であるため、今後はスペースの拡大について検討してほしい。

* 今回の条例改正により、トレーニング室の個人利用者が利用を控えることのないよう、個人利用者が利用しやすい環境整備などについて検討を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第180号 川崎市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 条例制定時には反対の立場であったが、条例が施行されている現状においては、条項ずれにより条例を改正するものである本議案について反対の立場に立つものではないと考える。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第181号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例指定による効果について

条例指定により、寄附金額の約6%分の個人市民税の税額控除が受けられるが、認定NPO法人になると、所得税を含む約50%の税額控除等が可能となる。認定NPO法人への移行については、条例指定により、認定NPO法人となるための基準のうち最も満たすのが難しいとされるPST基準を満たすこととなる上、本市においてはその他の基準を認定に準じたものとしているため、本市の条例指定は認定NPO法人への移行を促す仕組みとなっている。さらに、条例指定を受けた法人に対しては、公平性に配慮しつつ、認定NPO法人への移行を支援したいと考えている。

《意見》

* 本市として条例指定制度の整備を積極的に推進していくのであれば、同時に本制度の利用を目指すNPO法人を積極的に育成していくべきであると考え、今後は市民活動の裾野を広げる方策について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第182号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第183号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第184号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 屋外遊戯場の面積に係る本市独自の基準設定について

本市では、駅周辺など利便性の高い地域を中心に保育所整備を進めており、既存マンションの一部を改修するなど、屋外遊戯場の面積確保が困難な状況で整備を行わざるをえない場合もある中、民間活用推進委員会においても園庭の有無あるいは代替公園の状況等について重視した選考を行っている。本市としてはこれまでも屋外遊戯場の確保を重視しており、今回の条例では独自基準を設定していないが、国の通知を踏まえた上で今後も適切な対応に努めていく所存である。

* 事故防止に関する具体的な運営状況について

これまでも、国の通知や市のマニュアル等に基づき指導を行い、施設におけ

る事故防止・対応マニュアルの作成や会議における注意喚起、職員教育に努めるよう指導をしてきている。基本的には、人身事故のうち医療機関にかかる必要があるもの、また物損事故のうち公費支出を伴うものについて、市に報告を義務付けるとともに、今後についても更なる指導の強化を図っていくことを考えている。

《意見》

- * 子どもが体を動かすことができる場所の確保に是非尽力してほしい。代替公園を利用する場合、近隣の認可保育所、認可外保育施設及び個人利用者などが多数訪れることで混乱を招いている例もあると聞いている。現在はそれぞれの自主性に任せているとのことであるが、今後は行政の関与により調整を行うことも検討してほしい。
- * 民間活用推進委員会の選考においては、園庭の有無を重視しているという答弁があったが、是非ともこの方向で今後も施策を進めてほしい。
- * 事故防止に関しては、医療機関との連携により情報共有に努めるのは当然であるが、事故が未然に防止された事例についても調査・研究を行い、今後の防止施策に活かしてほしい。
- * 屋内の乳児室に関する面積基準を本市独自で設定したことについては評価したいが、地方分権改革の趣旨を踏まえると、屋外遊戯場の確保についても、行政としての方向性を明示する意味で今回の条例制定に当たり配慮して定めるべきであったと考えるため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第185号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 婦人保護施設の活用及び保護対象者の取扱いについて

本市内には当該条例の対象施設はなく、県内に唯一存在する1施設については、定員70人のうち29人が現在入居している。単身女性のみが対象の施設であるため、DV被害の母子世帯等については、市内・県内のシェルター等の施設との連携で今後も対応していきたいと考えている。

《意見》

- * 県の既存施設は年数の経過により老朽化が進んでおり、障害を持つ保護対象者に対するバリアフリー対策も行われていない状況である。現在のところ本市には設置されていないが、今後施設の設置の必要性が生じた際にはバリアフリー対策も含めた検討をお願いしたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第232号 川崎競輪場西側施設・選手管理棟改築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 西側施設内店舗の移行状況について

現在の15店舗のうち11店舗が新施設に移転する予定である。残る4店舗については、経営者の高齢等の理由により移転しないため、新規募集を行う予定である。これまでは店舗使用料として1日1,000円の費用を徴収していたが、新施設移転後は建設費用などを考慮した使用料を検討し、設定する予定である。

* 環境への配慮及び防災に関する機能について

新施設では壁面緑化や太陽光パネルの設置等により、環境への配慮を行う予定である。また、当該地域は広域避難場所として指定されており、選手管理棟は避難所と同じ耐震強度を確保するとともに、18トン容量の受水槽や非常用発電機を設置し防災電源を確保するなど、災害発生時の避難所のバックアップとしての防災機能を備えた施設となる。

* 建設費用に係る財源について

一般会計からの繰入は行わず、現在約51億円の基金積立の範囲内で建設費用に充てることとなる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第233号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 民間活用推進委員会による選考における指定管理予定者の評価について

選定された指定管理予定者は、提案内容に対する評価の点数が配点に対して76%、経費に対する評価が60%、安定性・継続性に関する評価が69%と総じて高い評価を得たものと認識している。平成25年度の1年間は引継期間となるため、この期間を有効に利用し、安定性及び継続性についても行政として適切に指導・監督していきたいと考えている。

* 本市が蓄積してきたノウハウの維持・継続について

選定された指定管理予定者は、他施設においても専門職を配置した上での運営実績があり、こども家庭センターの主催で4つの地域療育センターの連絡会を開催し、情報共有及び課題解決に向けた意見交換等を行っている。今後も連絡会を継続的に開催し、高い水準でのサービスを提供していきたいと考えている。

* 当該施設における配慮すべき点について

中高一貫校である市立川崎高等学校の7階建て校舎の1階部分に入居する形となるため、日常の授業や部活動による音、振動に対する対策が必要となる。この点については指導室の防音窓や二重床の導入に加え、聴力検査室などは特段の配慮を行った設計となっているため、他の施設と同等の水準を確保するこ

とが可能である。

《意見》

- * 経費に対する評価の60%は最低得点ラインであり、また安定性・継続性に対する評価が69%というのは低い評価ではないかと思われる。今後安定的な経営を担保できるよう、行政としての指導を強めてほしい。
- * 指定管理者制度に移行することによって、これまで常勤専門職の配置などにより担保していたサービスの質が低下するようなことはあってはならない。また、今後行政は指導・監督する立場となるが、現場の知識や経験に裏付けられた能力が必要な役割であると考えするため、人材の確保やノウハウの継続については、その後数十年先を考えた上で、これまで以上にしっかりと取り組んでほしい。
- * 福祉関係施設は行政が責任を持って直営で管理運営すべきものである。指定管理者制度を活用した場合には定期的に再指定が必要であり、運営者が変更となる可能性など利用者に対し繰り返し不安感を与える結果となることから、制度上の問題があると考えするため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決